

5. 道路特定財源関係

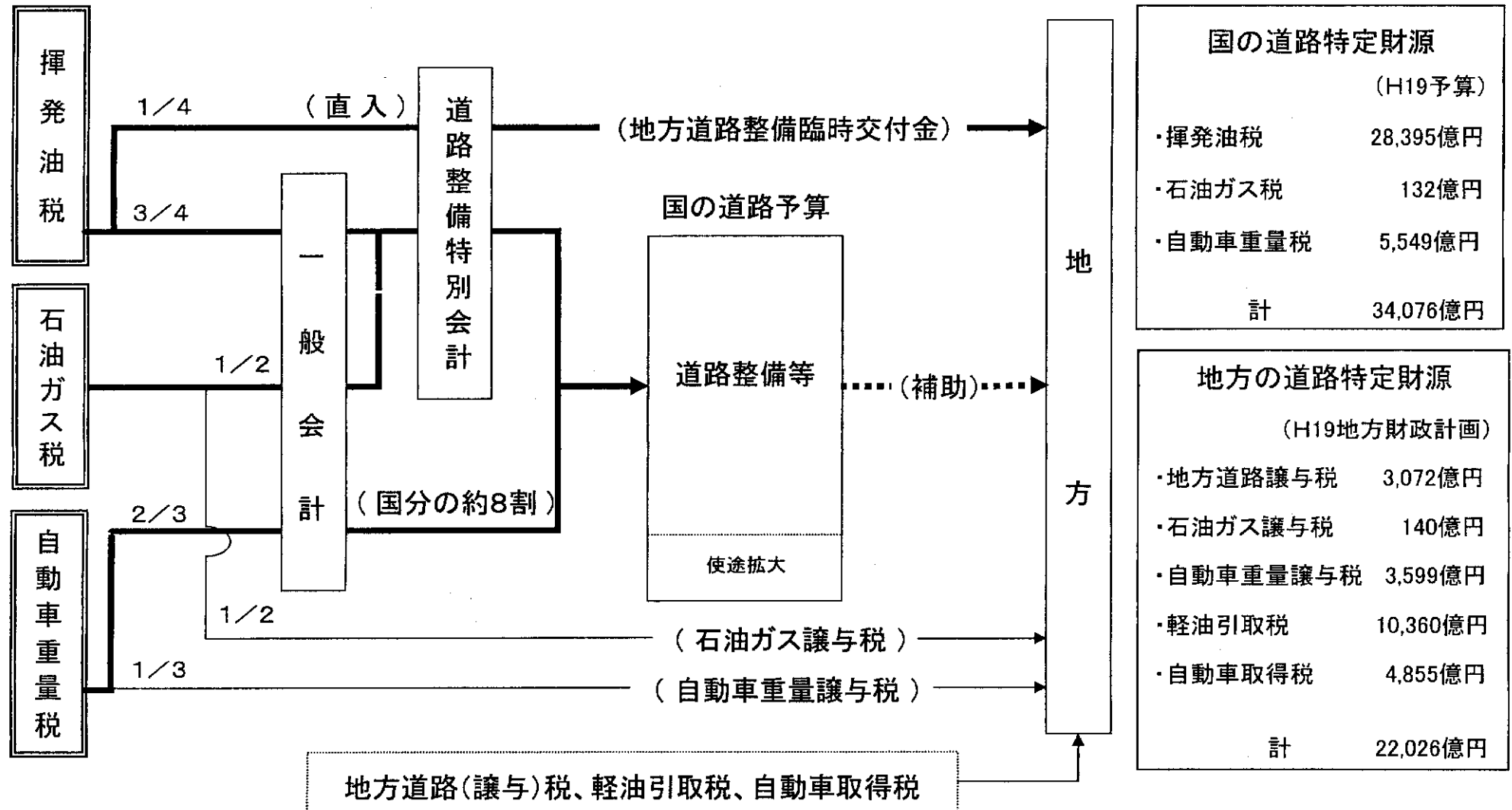
道路特定財源の概要（平成 19 年度予算・地方財政計画額）

税 目 (※：目的税)		課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収 (単位：億円)
国 税	揮発油税 (昭和 24 年創設・ 29 年特定財源)	揮発油	48,600 円/kl ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：24,300 円/kl)	・国の道路財源（1/4 は道 路整備特別会計に直入）	道路整備費の財源等の 特例に関する法律 3,5	28,449 【28,395】
	地方道路税※ (昭和 30 年創設)	揮発油	5,200 円/kl ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：4,400 円/kl)	・地方の道路財源として全 額譲与	地方道路税法 1 地方道路譲与税法 1,8	3,044 (地方分：3,044)
	石油ガス税 (昭和 41 年創設)	自動車用石油ガス	17 円 50 銭/kg	・1/2 は国の道路財源 ・1/2 は地方の道路財源と して譲与	道路整備費の財源等の 特例に関する法律 3 石油ガス譲与税法 1,7	280 【132】 (地方分：140)
	自動車重量税 (昭和 46 年創設)	乗用車、トラック、 バス、軽自動車等	(例) 乗用車 車両重量 0.5t・1 年につき ・自家用 6,300 円 ・営業用 2,800 円 ○適用期限：20 年 4 月 30 日 (本則税率：いずれも 2,500 円)	・国の道路財源 ・公害健康被害の補償費用 の財源として交付 ・1/3 は地方の道路財源と して譲与	公害健康被害の補償等 に関する法律附則 9 自動車重量譲与税法 1,7	10,740 【5,549】 (地方分：3,580)
地 方 税	軽油引取税※ (昭和 31 年創設)	軽油の引取り	32,100 円/kl ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：15,000 円/kl)	・都道府県及び指定市の道 路財源	地方税法 700, 700 の 50	10,360
	自動車取得税※ (昭和 43 年創設)	自動車の取得	・自家用 取得価格の 5% ・営業用及び軽自動車 " 3% ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：いずれも 3%)	・地方公共団体（7 割市町 村、3 割都道府県及び指 定市）の道路財源	地方税法 699, 699 の 33	4,855

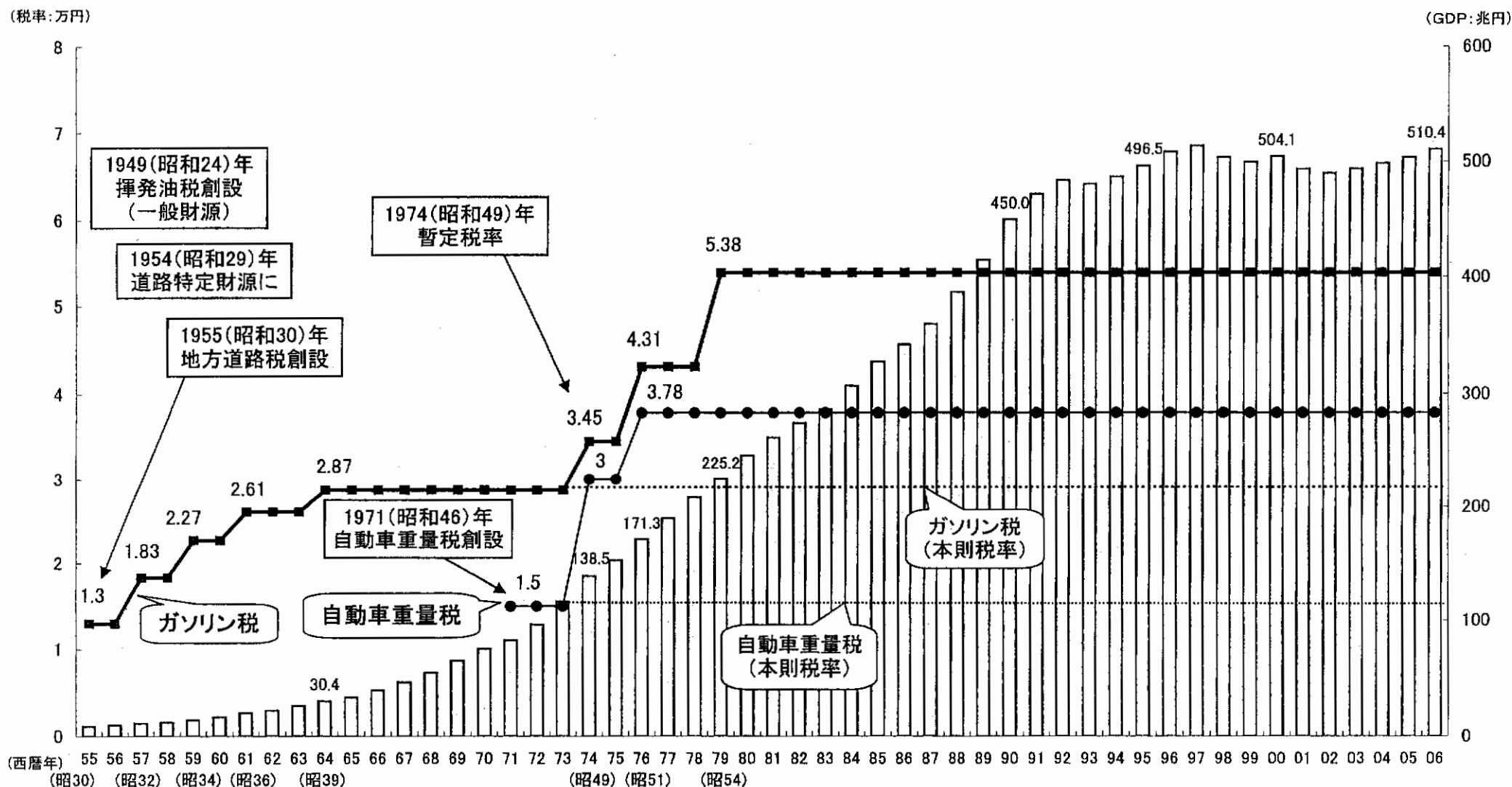
(注) 税収欄の【 】書きは、国の道路特定財源とされている額

- ・揮発油税及び石油ガス税は、決算調整額(税収の平成 17 年度決算額と平成 17 年度予算額との差)を含む額が道路特定財源とされている。
- ・自動車重量税は、国分（2/3）の約 8 割(77.5%)相当額が国の道路特定財源とされている。

道路特定財源税制の体系(平成19年度予算・地方財政計画)



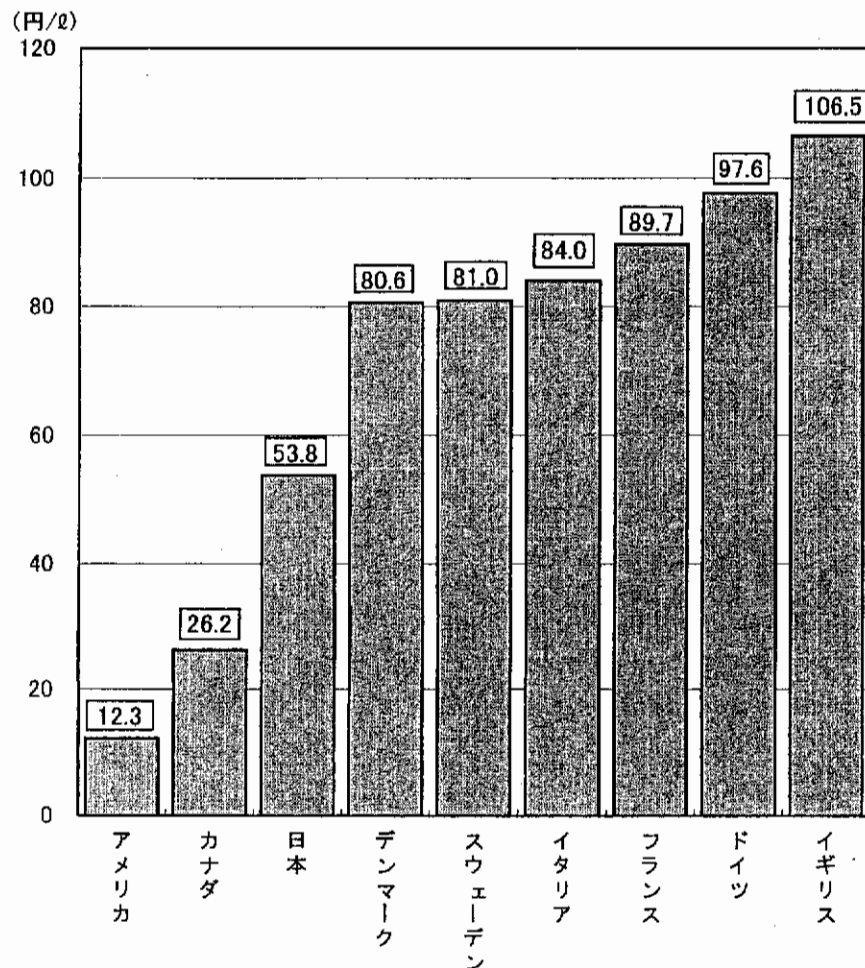
GDPとガソリン税、自動車重量税の税率の推移



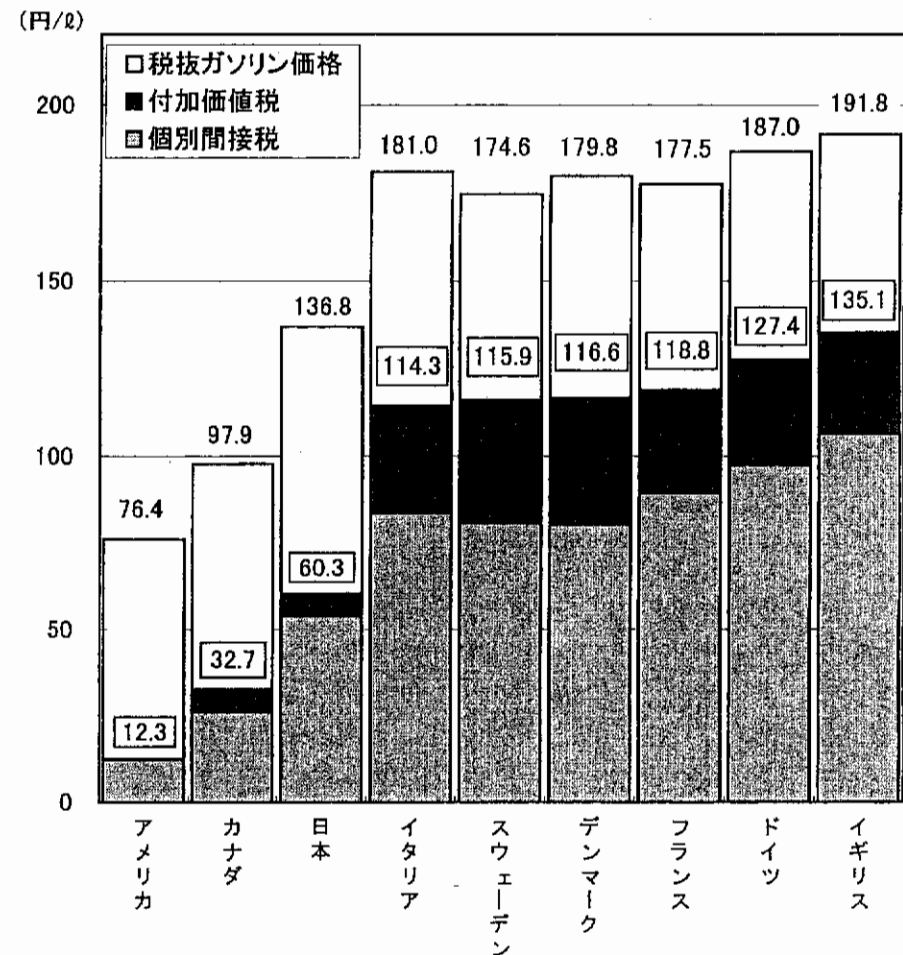
- (備考) 1. ガソリン税は、揮発油税と地方道路税の合計の税率(万円/ℓ)である。なお、揮発油税は1949(昭和24)年に創設され、当時は100%の従価税率であった。
 2. 自動車重量税は、車検期間2年、車両重量1トン～1.5トン、自家用のものの税率(万円)である。
 3. GDPは名目値であり、1955～1979年は68SNA、1980～2006年は93SNAに基づく計数である。(出所)内閣府「国民経済計算」

主要各国におけるガソリンの価格と税

○個別間接税



○価格と税



出典:IEA「エネルギー価格と税(2007年第2四半期)」

(注)1. 税率及び価格は2007年の第1四半期のもの。

2. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。

3. わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税である。

4. 換算レートは、1ドル=117円、1カナダドル=104円、1ユーロ=149円、1ポンド=220円、1スウェーデン・クローネ=16円、1デンマーク・クローネ=20円(2007年上半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)。

道路特定財源の見直しに関する具体策（平成18年12月8日閣議決定）

我が国の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路整備を計画的に進めることは、引き続き、重要な課題である。他方、我が国財政は極めて厳しい状況にあり、国民負担の最小化のため、歳出削減を徹底し、ゼロベースで見直すことが必要となっている。

このため、昨年末の政府与党合意、行革推進法等に基づく道路特定財源の見直しについては、以下に定めるところにより行うものとする。

1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する。

特に、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮しながら、適切に措置する。

2. 20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

3. 一般財源化を前提とした国の道路特定財源全体の見直しについては、税率を維持しながら、納税者の理解を得ることとの整合性を保ち、

- ① 税收の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、20年の通常国会において所要の法改正を行う。

- ② また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税收は一般財源とする。

4. なお、以上の見直しと併せて、我が国の成長力や地域経済の強化、安全安心の確保など国民が改革の成果を実感できる政策課題に重点的に取り組む。その一環として、国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとし、20年の通常国会において、所要の法案を提出する。

6. 環境税関係

京都議定書目標達成計画の骨子

(内閣官房作成)

目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%)からの削減 量
温室効果ガス	2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度 比(基準年 総排出量比)	
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲1.2%

*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

① エネルギー起源CO₂

- ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
- ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」

② 非エネルギー起源CO₂

- ・混合セメントの利用拡大 等

③ メタン

- ・廃棄物の最終処分量の削減 等

④ 一酸化二窒素

- ・下水污泥焼却施設等における燃焼の高度化 等

⑤ 代替フロン等3ガス

- ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2. 横断的施策

- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- 排出量の算定・報告・公表制度

○ポリシーミックスの活用
(※環境税等も検討)

3. 基盤的施策

- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

推進体制等

- 毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し

- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

京都議定書目標達成計画(抄)(平成17年4月28日閣議決定)

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

(6-2) 環境税

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

平成 19 年度税制改正 政府税調答申・与党税制改正大綱（環境税）

平成 19 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 18 年 12 月 1 日

政府税制調査会

Ⅱ 総合的な税制改革の流れの中での平成 19 年度税制改正

3. 国民生活に関連する税制

（5）地球温暖化問題への対応

環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国における取組状況、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していく。

平成 19 年度税制改正大綱（抄）

平成 18 年 12 月 14 日

自由民主党

公明党

第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。